

- ・ 児童を家族の養護のもとに戻すための活動を支援し、それに失敗した場合は、養子縁組やイスラム法におけるカフアールなどの適当な永続的解決策を探ること。」とある。

- ・ 養子縁組に係る相談支援については、養子縁組あっせん事業に関する行政通知において、養子縁組あっせん事業を行う民間事業者（以下「民間機関」という。）を指導する自治体に対する技術的助言は示されているものの、その実践手続き全体のあり方に関する明確な定めはないため、児童相談所や民間機関それぞれの取組に委ねられており、適切な手法についてのガイドラインが求められている。

※ 「養子縁組あっせん事業の指導について」（平成26年5月1日局長通知）においては、養子縁組あっせん事業は、「18歳未満の自己の子を他の者の養子とすることを希望する者（以下「実親」という。）及び養子の養育を希望する者（以下「養親希望者」という。）の相談に応じ、その両者の間にあって、連絡、紹介その他養子縁組（特別養子縁組を含む。以下同じ。）の成立のために必要な媒介的活動（以下「養子縁組あっせん」という。）を反復継続して行う行為をいう。」とされている。

- ・ こうした中で、民間機関の事業運営に係る透明性の確保や相談支援の充実に向けた取組が求められている。
- ・ この中間まとめにおいては、養子縁組に係る実践手続き全体を「養子縁組相談支援」、養子となる子どもに合った養親の選定を「マッチング」、養子縁組相談支援を行う児童相談所及び民間機関を「養子縁組相談支援機関」と表す。
- ・ また、養親となることを希望する者を「養親希望者」、児童相談所において養子縁組里親としてまたは民間機関においてマッチング対象者として登録された養親希望者を「登録者」、登録者の中でマッチング後、実際に子どもを委託する者を「養親候補者」と表す。

## 2 基本目標

- ・ 本研究では、国内外における養子縁組相談支援の実態を明らかにするとともに、子どものウェルビーイングを考慮した養子縁組の実践手続きのあり方について提言を行う。

※ ウェルビーイングとは、世界保健機構（WHO）憲章において「身体的、精神的、社会的に良好な状態にあること」を意味する概念とされている。

## 3 3つの基本的視点

### (1) 養子縁組相談支援の理念と機能

- 養子縁組相談支援は、子どもの最善の利益のために行うという理念に基づき、妊娠期の実親の支援から、出産後の実親の意思決定に係る相談支援、実親による養育が困難な子どもに対する新たな養親との出会いの調整、新たな家庭における育ち・育ての支援、成長した子どもが希望した場合の子どもの出自を知るための情報の提供に至るまで、生涯にわたって長期的に行われる。
- ・ 養子縁組相談支援は、0歳から18歳までの「児童」に対する支援に限定せず、養子となった子どもの生涯にわたるウェルビーイングを保障することや、子どもだけでなく実親や養親も含めた権利保障や自己実現を目指す。
- ・ 養子縁組相談支援は、営利目的であるものや、強制・脅迫など人権を侵害する手続きを含むものは認められない。
- ・ なお、養子縁組相談支援機関を介さずに、養子縁組が個人対個人で行われる場合におい

ても、子どもの最善の利益のために実施されることが必要であり、児童福祉法第30条に規定される届出など、法令を遵守した適切な手続きを行う必要がある。

※ 児童福祉法

第30条 四親等内の児童以外の児童を、その親権を行う者又は未成年後見人から離して、自己の家庭（単身の世帯を含む。）に、三月（乳児については、一月）を超えて同居させる意思をもつて同居させた者又は継続して二月以上（乳児については、二十日以上）同居させた者（法令の定めるところにより児童を委託された者及び児童を単に下宿させた者を除く。）は、同居を始めた日から三月以内（乳児については、一月以内）に、市町村長を経て、都道府県知事に届け出なければならない。ただし、その届出期間内に同居をやめたときは、この限りでない。

2 前項に規定する届出をした者が、その同居をやめたときは、同居をやめた日から一月以内に、市町村長を経て、都道府県知事に届け出なければならない。

3 保護者は、経済的理由等により、児童をそのもとにおいて養育しがたいときは、市町村、都道府県の設置する福祉事務所、児童相談所、児童福祉司又は児童委員に相談しなければならない。

(2) 虐待防止対策における役割

○ 民間機関は、妊娠・出産・子育て等の悩みを抱えており支援が必要にもかかわらず行政機関や医療機関への相談や他人との関わりを避けようとするような実親からの相談を受ける場合があり、子どもの安全を守り、相談支援を行う役割を担う。

- ・ 妊娠を家族に相談できない人の抱える課題は複雑であり、妊娠を知られたくない心理を踏まえた丁寧なカウンセリング、妊婦の状況（養育能力、家族構成、出産後の支援者の有無、経済的状況等）を把握するとともに、背後にある課題に対応するソーシャルワークや、子どもの命を守るためのリスクアセスメントが必要である。

(3) 社会的養護における役割

○ 養子縁組相談支援は、社会的養護を必要とする子どもにパーマネンシーを保障する役割を担う。

- ・ 厚生労働省「社会的養護の課題と将来像」（平成23年10月）においては、「子どもの養育は、子どもが安全で安心して暮らすことのできる環境の中で、親を中心とする大人との愛着関係が形成され、心身と社会性の適切な発達が促されることが必要である」とされており、養子縁組相談支援は、子どもに法的に認められた養育者による安心・安全かつ安定した家庭としての養育環境を整えるものの一つである。

◆ 国際養子縁組相談支援

- ・ 児童の権利に関する条約第21条（b）においては、「児童がその出身国内において里親若しくは養家に託され又は適切な方法で監護を受けることができない場合は、これに代わる児童の監護の手段として国際的な養子縁組を考慮することができることを認める」とされている。養子縁組相談支援において、国境を越えて行われる養子縁組（以下「国際養子縁組」という。）の相談支援をする前に、子どもの出身国内で養親希望者を探す努力を最大限に行う必要がある。
- ・ 1993年（平成5年）に制定された「国際養子縁組における子の保護及び協力に関するハーグ条約」（以下「国際養子縁組ハーグ条約」という。）においては、「国際的な養子縁組が、出身国において適切な家庭を見つけることができない子に恒久的な家族を与えるという利

点を有しうることを認め」るとともに、中央当局を指定し、適正に認可を受けた団体を介して国際養子縁組相談支援を行うことを認めている。

- ・ 国際養子縁組相談支援を現在行っている民間機関の実践手続きを詳細に検討し、国際養子縁組が安全安心に実施可能な諸要件について研究を深めていくことが重要ではないか。

## II 研究（提言）の方向性

### 1 養子縁組相談支援の質の向上

#### (1) 実親・子どもに対する相談支援

##### ① 妊娠・出産・子育て等に関する相談の開始とアセスメント

- ・ 望まない妊娠や経済的問題等により妊娠中から養子縁組を考える実親は、
  - ア 市区町村の保健センター、子育て世代包括支援センター、女性健康支援センター等といった行政機関（以下「妊娠・出産・子育て支援の専門機関」という。）医療機関（産婦人科等）または児童相談所に相談すること
  - イ アにおける相談を躊躇する場合には、民間機関に相談することなどが考えられる。

※ 妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援が必要との観点から、国は医療機関、保健所、児童相談所、民間支援機関と連携しながら、妊娠、出産、子育ての支援を実施するワンストップ拠点（子育て世代包括支援センター）の全国展開を目指すなど、医療機関と母子保健、福祉等の専門機関とが連携した仕組みの構築に取り組んでいる。そこでは、実親が経済上の理由等から養子縁組を希望する場合の対応も想定されている。

- ・ 養子縁組相談支援機関は、実親の抱える課題に対応するため、妊娠・出産・子育て支援の専門機関だけでなく、医療機関（精神科等）や市区町村の生活困窮者支援等の福祉サービス実施機関との連携を図る必要があるのではないか。
- ・ 民間機関の取組事例においては、相談員等が実親に対するカウンセリングを丁寧に行い、実親に寄り添った支援を行うことによって、当初は養子縁組を希望していた実親が自ら育てることを選択する実親が増えたという。

児童の権利に関する条約第7条に「児童は、・・・できる限り父母を知りかつその父母によって養育される権利を有する」と規定されていることを踏まえ、実親の意向を尊重し、その実現を支援することで、子どもの最善の利益を保障することにつながっている。

- ・ 一方で、出産後の養育環境が整わないままに実親が養育を希望する場合もあり、子ども虐待のリスクアセスメントは重要な課題である。養子縁組相談支援機関や妊娠・出産・子育て支援の専門機関が、共通の判断基準をもって、実親の状況に応じて、子育て支援等の保健・福祉サービスを担う機関や行政機関に情報提供できる仕組みに加え、アセスメントの質を高める研修体制等の検討が必要ではないか。
- ・ 民間機関は、カウンセリング、養子縁組の必要性の判断、子ども虐待のリスクアセスメント等を行うとともに、実親の状況に応じた支援機関への情報提供や市区町村・児童相談所といった要保護児童通告受理機関へ支援を引き継ぐといったソーシャルワークを行う必要があることから、児童福祉に関するソーシャルワークなどの専門性を有する担当者が継続的に配置されると共に、専門性の向上に資する人材育成を図ることが必要ではないか。
- ・ 実親が、妊娠・出産・子育て等の悩みを抱えており支援が必要にもかかわらず行政機関や医療機関への相談や他人との関わりを避けようとする場合には、民間機関が実親への支

援を適切な機関へ引き継ごうとしても、実親が同意しないこともあり得る。出産前の実親の状況から出産や子育てに支援が必要な特定妊婦等と判断される場合に、民間機関が、子どもの最善の利益の観点から守秘義務違反に問われることなく、その情報を行政機関等へ提供することのできる仕組みが必要ではないか。

#### ◆ 実親の同意確認方法

- ・ 実親が妊娠中から養子縁組を希望する場合には、子どもの愛着形成の観点から子どもの出生後できるだけ早く養親候補者による養育を開始すべきという意見、実親が出産後に改めて自由に判断できる機会を提供するため、同意を得ることができない期間を設定すべきとする意見など、様々な意見がある。
- ・ フランスにおいては、出生後2か月間は、子どもは一時保護機関で養育され、実親は自由に子どもに会うことができ、実親が同意を撤回できる期限とされているが、その期限を過ぎると家族からの子どもの引取り請求は後見機関の許可を必要とする。また、養親候補者への委託後は子どもの引き取り請求はできなくなる。そのために、実親の同意の確認は重要となっている。このような仕組みは、実親の意思確認を円滑にしているという。
- ・ ドイツにおいては、実親の熟慮期間を8週間と定め、その間の実親の同意は無効とされている。これは子どもの愛着形成の時期と実親が冷静な判断を下せるようになる期間の観点から定められているが、新生児の場合は、実親の同意撤回があり得ることを養親候補者に理解してもらい、その上で、養親家庭へ委託することが奨励されている。
- ・ わが国では、妊娠中又は出産直後から養親に子どもの情報を提供して特別養子縁組の実践手続きを開始する機関もあれば、生後4か月の健診までは子どもの発達状態を把握するために特別養子縁組の実践手続きを開始しない機関もあるなど、養子縁組相談支援機関の取組に委ねられているが、最終的に実親の同意の撤回は家庭裁判所の審判の確定まで可能である。これについて、日々子どもとの関係が深まっていく養子と養親に対する配慮に欠けるのではないかという意見もある。
- ・ このように様々な意見があるところであるが、実親の同意を取ることができない期間を画一的に定めず、特別養子縁組の実践手続きの段階ごとに同意を確認する方法が望ましいのではないか。また、各段階で実親が何に同意するかを明確にし、文書で確認することとしてはどうか。

《例》

- ◇ 養子縁組相談支援機関が、養子縁組前提で子どもを保護することについて同意
  - ◇ 養子縁組相談支援機関が養親候補者を選定し、委託することへの同意
  - ◇ 養親候補者が子どもと面会することについての同意
  - ◇ 養親候補者が子どもと同居を開始することについての同意 など
- ・ この場合でも、出産前に実親から得た同意のみによって養親候補者との同居を開始させることや出産後の実親子の交流を認めないといったことを禁じるなど、最低限のルールを定めるべきではないか。また、実親からの同意により手続きを開始した後に、実親が行方不明など、連絡が取れなくなった場合には、悪意の遺棄または消極的同意として、養子縁組手続きを進めることとしてはどうか。

#### ② 相談を開始したがマッチングに至らなかった場合の対応

- ・ 実親等からの養子縁組相談支援を開始後に、実親が養子縁組の希望を取り下げるか、相談途中で連絡が途絶えるなどの場合には、養子縁組相談支援は終結する。このような場合でも、実親が特定妊婦と考えられるときや子育て支援が必要と考えられるときは、養子縁組相談支援機関は、行政機関等との連携を図ることにより、胎児を含め子どもの安全を守り、実親を支援することが必要ではないか。
- ・ 民間機関は、実親が出産後に自ら育てることを希望した場合には、子育てに係る相談支援を継続するか、又は、自ら行う相談支援は終結するが、市区町村の子育て支援等の行政機関に実親に対する支援を適切に引き継ぐことが必要ではないか。
- ・ 民間機関は、必要に応じて市町村や児童相談所と連携し、要保護児童対策地域協議会（以下「要対協」という。）の個別事例検討会の開催を求め、この枠組みを活用して連携と協働を促進することが必要ではないか。
- ・ 民間機関は虐待防止対策等の役割を担っていることから、社会的信頼性を高めることが求められている。そのために、許可制として、守秘義務を課し、法令を遵守する義務などの責務を明確にしてはどうか。

### ③ 実親がマッチング手続きの開始に同意し、養親候補者が子どもの養育を開始するまでの間の対応

- ・ 養子縁組相談支援において、養親希望者とのマッチング期間に実親が子どもを養育しない場合には、民間機関の対応は、私的契約により乳児院に委託したり、ベビーシッターに長期間委託するなど民間機関ごとに対応は様々である。養親が見つかるまでの期間が長期化すれば、子どもへの負の影響が懸念される上に、子どもの養育にかかる民間機関の金銭的な負担も大きくなる。今後、子どもの最善の利益を考慮した養育の保障が必要である。
- ・ 児童相談所の一時保護（委託）措置になれば、子どもの養育は公費でまかなわれることに加え、児童相談所が専門的に子どもの発達を把握することになる。その一方で、児童相談所の対応となることが、行政機関等への相談を躊躇してきた実親の抵抗感を引き起こすことが懸念される。
- ・ 民間機関が、例えば、里親支援機関となり、児童相談所と連携することによって、養親候補者が子どもの養育を開始するまでの間の子どもの養育を里親等に委託することが、子どもにとって望ましい養育の確保につながることを実親に丁寧に説明するなど、実親の公的機関への抵抗感を解消できるような相談支援を行うことが必要ではないか。加えて、相談支援やマッチング期間中の養育に要する経費について、既存の制度を工夫して活用することも含め、今後検討を深めるべきではないか。
- ・ 養親候補者が子どもの養育を開始するまでのマッチング期間に実親が子どもの養育を行うものの、実親の経済的困窮に対する支援も必要であるような場合には、養子縁組相談支援機関は、母子生活支援施設をはじめとする福祉関係施策の活用等により、実親の経済的な自立支援を行うことも必要ではないか。
- ・ マッチング期間に実親が自宅等で子どもの養育を行う場合には、養子縁組相談支援機関は、養子縁組を希望するに至った経緯も踏まえ、子どもに適切な養育環境が整っているか等の確認や養育中の実親を訪問するなどの子育て支援が必要ではないか。

### ◆ 子どもと登録者のマッチングの方法

- ・ 養子縁組相談支援によって子どもに最善の養育環境を保障するためには、幅広い登録者

の中からマッチングすることが望ましく、児童相談所と民間機関が把握している子どもや登録者の情報を共有し、早期にマッチングできる機会を広げることが必要ではないかといった意見がある。

- ・ また、子どもの最善の利益の観点から、出身国内での養子縁組に最大限努めることが求められるため、養子縁組相談支援機関の間で具体的な情報が共有され、実親や登録者に提供されるの仕組みの検討が必要ではないか。
- ・ 一方で、児童相談所は管轄区域が決まっているため、各児童相談所が把握する情報は地域が限定されるのに対し、民間機関が把握する情報は広域にわたっているという違いがあるため、どういった範囲で情報を共有するのかという課題がある。
- ・ また、子どもや養親希望者の登録までに要する費用等や養親から徴収する手数料の額は民間機関ごとに異なるため、ある民間機関が管理している子どもや登録者の情報を活用して、他の民間機関がマッチングして成立した場合の民間機関間の費用負担の調整や養親からの手数料の徴収をどのように行うことが可能かといった課題がある。
- ・ これらの課題について今後更なる研究が必要と考える。

#### ④ マッチングの結果、養親候補者が子どもの養育を開始した場合の対応

- ・ 養親候補者が子どもの養育を開始した後も、養親候補者が家庭裁判所に養子縁組を申請し、審判が確定するまでは、実親が子どもの親権者であるため、子どもの養育において必要な場合は親権者として適切な対応を行うよう、養子縁組相談支援機関が調整や支援を行う必要がある。
- ・ 実親が養子縁組の撤回を考えたり、心の迷いから不安定になることもあるため、実親に対する支援は重要である。それまで支援を行ってきた養子縁組相談支援機関が支援を継続することだけでなく、実親に適切な支援者・協力者がいるかどうかの確認を行うことや、当該機関で解決できない課題を抱えているような場合には、その課題に応じて他の適切な支援機関へ引き継ぐことも必要である。
- ・ 広域に対応した民間機関の場合には、遠隔地の実親に対する定期的・継続的な支援が難しい場合も考えられる。そのような場合には、実親の状況に応じて、適切な支援機関への引き継ぎを行い、実親に対する支援を継続する仕組みも必要ではないか。

#### ⑤ 養子縁組成立後のアフターケア

- ・ 養子縁組が成立し、養親が子どもの親権者となった場合には、実親に対する養子縁組に関する相談支援は終結となると考えられる。しかし、養子縁組成立後に実親が子どもを手放したことを悔やんだり、子どもとの面会交流を希望する場合にどのような対応が必要か、実親とともに、養親子の状況を考慮した支援の検討が必要である。
- ・ 養子となった子どもに対しては、実親に関する情報を知りたいとの相談があった場合に適切に対応することが必要である。養子となった子どもの人生において、出自を知りたいという欲求が高まる時期が何度かあり、初めに思春期、次に子どもが生まれて親になったとき、最後に子育てを終え生活が安定したときが多いと言われている。そのような相談があった場合にも、丁寧にカウンセリングを行った上で、養子となった子どもの状況を踏まえ、特に未成年の養子となった子どもが出自を知りたいと希望する場合、実親の情報を提供することが子どもの最善の利益となるか、実親の情報を提供するのに適当なタイミングなのか等について、適切に判断することが必要である。

◆ 養子縁組相談支援記録の保管について

- ・ 養子となった子どもの生涯にわたる長期的な支援において、養子縁組後、子どもが実親に関する情報の提供を求めた場合に、養子縁組相談支援機関が情報提供できる仕組みが必要である。現行の局長通知でも民間機関にあっせん記録の永年の保管を求めている。児童相談所も同様に永年保管が必要である。
- ・ 民間機関については事業の廃止により記録が失われるおそれがあるため、養子縁組相談支援に関する記録を公的に一元管理する仕組みが必要ではないかとの意見がある。
- ・ しかしながら、(ア) 実親が養子縁組相談支援を受けた民間機関ではない公的機関に自らの個人情報提供されることを望まない場合も考えられること、(イ) 実親の個人情報を一元的に管理するとともに、養子から求めがあった場合にカウンセリングを行った上で適切に情報提供できるような公的機関が現状では存在しないことなどが課題である。
- ・ このため、当面は、
  - ① 個々の民間機関による記録の保管、
  - ② 事業廃止の場合の記録の引き継ぎを義務付けることにより対応することが適当ではないか。
- ・ これらの点について、具体的にどのような仕組みとすることが適当であるのか、今後さらに研究を進めることが必要である。

(2) 養親に対する相談支援

① 養親希望者の登録に対する対応

- ・ 養親の適格性は、子どもの一生に関わる重大な問題である。現行の仕組みにおいても、養子縁組を希望する里親として児童相談所に養親希望者を登録する場合に養育里親としての研修を課する児童相談所もあり、そのような取扱いを原則とすることも検討に値する。特に、養親希望者の子どもを養育する適格性は、研修によって高められる可能性が認められ、研修を重視する国が多くなっている。
- ・ また、養親希望者に対して養子縁組を希望する里親としての登録を必須とすることや、現在は児童相談所や民間機関が独自に行っている養親希望者に対する調査・確認すべき内容と方法や登録までの手順及び適格性のアセスメントの指標等を共通のものとする等によって、いずれの養子縁組相談支援機関においても一定水準以上の知識と理解のある養親が確保されるような仕組みが必要ではないか。
- ・ さらに、養子縁組相談支援機関は、登録者や養親の養育力を高めるための支援が必要ではないか。自ら妊娠・出産する場合には、医療機関による健診、両親学級等の準備教育、保健センターによる相談支援などを受けて親となる準備をしていることを踏まえると、登録者や養親についても養育里親研修と同様に、親として身につけるべき知識や子どもへの接し方などを学ぶ機会が十分に確保されるべきであり、養子縁組相談支援機関は養親の育成を担う必要があるのではないか。

② マッチングの結果、養親候補者が子どもの養育を開始した場合の対応

- ・ 養親候補者には、子どもとの同居開始から特別養子縁組が成立するまでの監護期間（試験養育期間）中、子どもの試し行動をはじめ、子育てについての様々な悩みや不安が生じる。養子縁組相談支援を行う者は、このような養親候補者に寄り添って支援することが必要となる。また、実親が養子縁組の意向を翻す場合もありうるため、その際の養親候補者のサポートも重要である。このため、定期的な家庭訪問などにより、養親候補者に寄り添

い、養親子関係を把握することが必要である。

※ 特別養子縁組を成立させるための監護期間とは、民法第817条の8に規定されるもので、「特別養子縁組を成立させるには、養親となる者が養子となる者を6箇月以上の期間監護した状況を考慮しなければならない。」とされている。

- ・ 養親候補者が民間機関からのマッチングを経て、子どもの養育を開始した場合には、児童相談所に同居児童の届出（児童福祉法第30条）を行うこととされている。
- ・ 児童相談所は同居届を受理した場合に児童福祉司指導を実施することとしているが、現状では児童相談所が養子縁組に至るまでの経過などの情報が得られず、子どもの状況に応じた適切な対応ができていない例があるとの指摘がある。養親候補者は養子縁組相談支援の関わりから民間機関と相談しやすい関係があることを踏まえ、児童相談所と民間機関との連携の仕組みが必要ではないか。
- ・ また、広域に対応した民間機関が定期的に養親候補者を訪問することが難しい場合も考えられる。養親候補者の状況の確認については、養子縁組相談支援機関だけでなく、養子縁組成立後の支援も可能な養親候補者が居住する地域の児童相談所をはじめ、子育て支援等の行政機関や、里親支援機関や児童家庭支援センター等との連携による支援も含めて対応することが望ましいのではないか。
- ・ 普通養子縁組の場合、試験養育期間のような特段の監護期間は設定されていないが、子どもの養育における養親候補者の悩みや不安などについての相談支援を実施するか、又は、地域の子育て支援等の行政機関へのつながりが必要である。

### ③ 養子縁組成立後のアフターケア

- ・ 養子縁組が成立し、養親候補者が子どもの家族となった場合には、養親候補者に対する支援は終了する。
- ・ その後の養親の養育において、養親が子育ての悩みを訴えることでその適格性が疑われることを懸念して閉鎖的な養育になることや、身近に同じ境遇で子育てをしている者が少ないこと、養子縁組であることを子どもに打ち明けることができないなど、養親特有の悩みを抱え込むことがある。これらを踏まえ、養親が必要なときに安心して相談できる支援体制が必要である。養子縁組相談支援機関は、自らアフターケアとして支援を行うと同時に、これと並行して、養親の悩みや生じている課題及び希望する対応等を丁寧に聴取し、里親支援機関、児童家庭支援センターや地域の子育て支援等の行政機関など、適切な支援機関と協働することや支援を引き継ぐことを十分に行うことが必要ではないか。
- ・ 広域に対応した民間機関の場合には、遠隔地の養親に対する定期的・継続的な支援の継続が難しい場合も考えられるため、養子縁組成立以前から、民間機関同様に、養親が悩みを相談できるような支援機関と養親の関係づくりを行い、支援の引き継ぎを行うことも必要ではないか。
- ・ 養子縁組相談支援機関は、養子となった子どもがその出自を知ることにより、生まれてきたことを肯定的に受け止めることができるよう、必要に応じて子どもへの支援と養親への支援を行うことが必要であり、これを補うために里親支援機関、児童家庭支援センター等の里親支援を行う機関と連携・協働することも有効ではないか。

## (3) その他の支援

### ① 社会的養護関係施設等に入所又は委託された子どもの養子縁組相談支援



- ・ 厚生労働省の「里親委託ガイドライン」においては、乳児院や児童養護施設に入所し、保護者による養育が望めない子どもの早期の里親委託を促しているが、それに加えて、その後の養育が定着した場合、里親委託家庭でそのまま養子縁組を行うなどの養子縁組の活発化が重要ではないか。
- ・ 現在は、施設（施設と併任の場合は児童家庭支援センター）に里親支援専門相談員を配置し、里親委託候補児の調整などを行っているが、乳児院からの措置変更先が必ずしも里親とは限らないため、里親委託優先の原則を徹底すべきではないか。また、里親委託候補児については、併せて養子縁組の可能性についても検討すべきではないか。
- ・ 主に児童相談所または里親支援機関等が養子縁組相談支援を行うことが多いが、児童相談所からの依頼を受けて、民間機関が子どもと養親候補者とのマッチングを行う場合もある。今後、社会的養護における家庭養護の促進に資する取組の一つとして考えられるのではないか。

## 2 養子縁組あっせん事業の見直しについて

これまでの検討を踏まえ、以下の点について養子縁組あっせん事業を見直し、我が国における養子縁組相談支援体制の充実・強化を図ることを検討する。

- 民間機関による適切な支援を担保し、社会的な信頼性を高めるため、許可制を導入することが適当ではないか。また、提供する相談支援の質の向上のため、第三者評価を義務づける必要があるのではないか。
- 国際養子縁組についても、国内の養子縁組相談支援と同様に、許可制度の下で認めることが適当ではないか。その際には、児童の権利条約が定める国内監護優先の原則（児童が出身国内において適切な方法で監護を受けることができない場合に、これに代わる手段として国際養子縁組を考慮することができる）に則った運用となるよう留意すべきではないか。
- 実親の同意確認の方法については、様々な意見があるところであるが、実親の同意を取ることができない期間を画一的に定めるのではなく、養子縁組の実践の段階ごとに同意を確認する方法が望ましいのではないか。また、各段階で実親が何に同意するのかを明確にし、文書で確認することとしてはどうか。
- 子ども・養親候補者の情報を児童相談所と民間機関の間で共有することについては、民間機関の間での費用負担の調整などが課題であり、引き続き検討すべきではないか。
- マッチング前の子どもを実親が養育しない場合には、民間機関は子どもの最善の利益に基づき、適切な養育を確保することが必要ではないか。
- 養子縁組後の養子が出自を知るための情報の提供を求めた場合に、民間機関が適切に提供できるような仕組みが必要であるため、民間機関にマッチング記録の保管及び事業廃止の場合の記録の引き継ぎを義務付けることが適当ではないか。
- 養子縁組相談支援に要する経費については、例えば、民間機関が里親支援機関となり、児

童相談所と連携して、養親候補者が子どもの養育を開始するまでの間の子どもの養育を里親等に委託することなどにより、一定の支援が可能となるのではないか。加えて、既存の支援策の枠組みを見直すことも含め、今後検討を深めるべきではないか。

- 実費に相当する経費であって、公費による支援の対象とならないものについては、児童の最善の利益に反しないような一定のルールの下で、民間機関が手数料を徴収することを認めることが適当ではないか。

#### D. 今後の進め方

平成27年度においては、①児童相談所における養子縁組調査研究では、児童相談所へのヒアリング調査、新生児・乳児委託・国際養子縁組等の実施状況に関するアンケート調査の実施等、②民間機関における養子縁組調査研究では、未訪問の8機関のヒアリング調査の実施等、③日本における国際養子縁組の調査研究では、有識者へのインタビューの実施等、④海外における調査研究では、関係機関へのヒアリング調査、先行研究や既存資料のレビュー等を行うことを予定している。また研究最終年度となるため、それまでの研究成果を踏まえ、上記の中間まとめ（案）を検討し、国際養子縁組を含む養子縁組実践手続きに関するガイドラインに資する提言を行う。

厚生労働科学研究費補助金（政策科学総合研究事業）

国内外における養子縁組の現状と子どものウェルビーイングを考慮した  
その実践手続きのあり方に関する研究  
平成27年度 総括・分担研究報告書  
総合研究報告書（平成26／27年度）

発行日 2016年3月31日  
発行者 研究代表者 林 浩康  
発行所 日本女子大学 社会福祉学科（林浩康研究室）  
〒214-8565 神奈川県川崎市多摩区西生田1-1-1  
TEL 044(952)6856

